

## 附属書 7

### GHSラベル要素の配置例



## 附属書 7

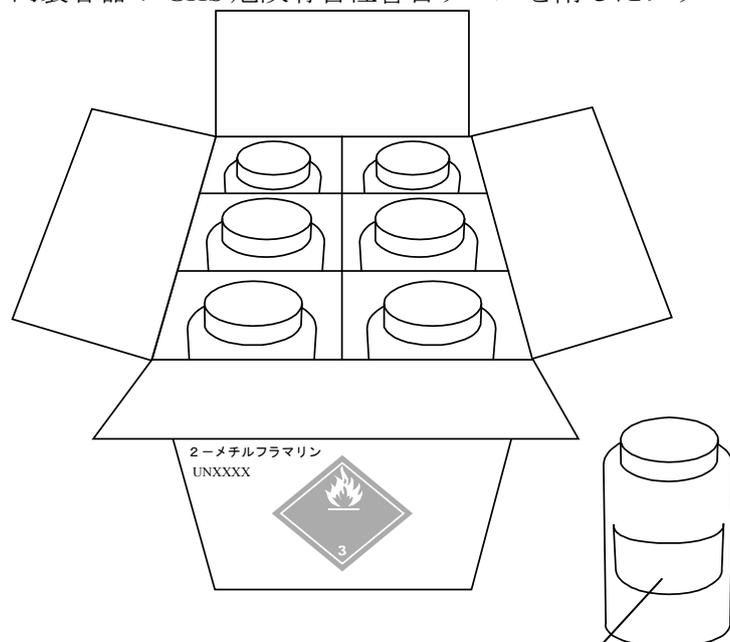
### GHSラベル要素の配置例

以下は図解のために準備した例で、今後GHS小委員会で議論と検討が行われる。

#### 例 1： 引火性液体区分 2 の組合せ包装

外装容器：引火性液体輸送標札を付した箱 \*

内装容器：GHS 危険有害性警告ラベルを付したプラスチック・びん \*\*



<b>2-メチルフラマリン</b>	製品特定名 (1.4.10.5.2(d) 参照)
	注意喚起語 (1.4.10.5.2(a) 参照)
	危険有害性情報 (1.4.10.5.2(b) 参照)
注意書き (1.4.10.5.2(c) 参照) 所管官庁が指定する追加情報があればここに記載する。	
供給者名称 (1.4.10.5.2(e) 参照)	

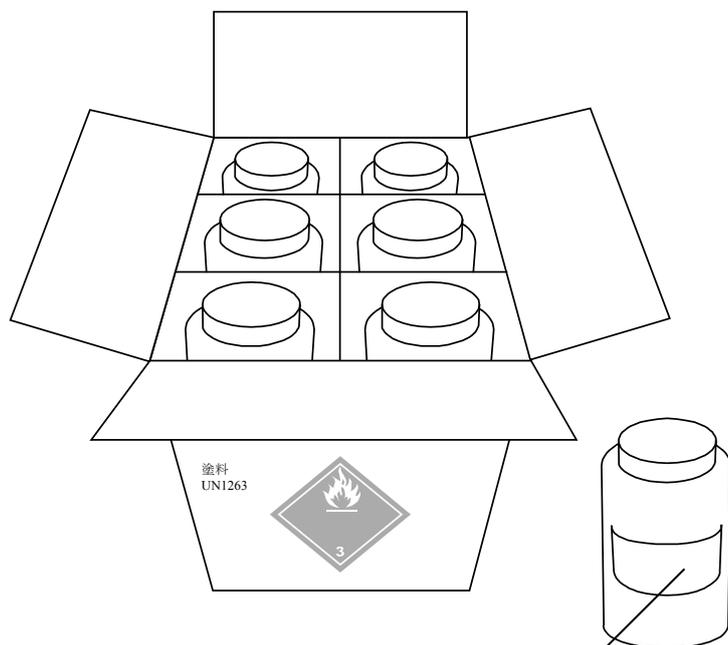
\* 外装容器には国連輸送標札のみが必要。

\*\* 「危険物輸送に関する国連勧告・モデル規則」に定める引火性液体の絵表示は、内装容器に表示するGHS絵表示に替えて使用することができる。

## 例 2： 特定標的臓器毒性物質区分 1 および引火性液体区分 2 の組合せ容器

外装容器：引火性液体輸送標札を付した箱 \*

内装容器：GHS 危険有害性警告ラベルを付したプラスチック・びん \*\*



**塗料 (フラマリン、レッドクロモミウム)**

製品特定名  
(1.4.10.5.2(d) 参照)



注意喚起語 (1.4.10.5.2(a) 参照)

\*\*



危険有害性情報 (1.4.10.5.2(b) 参照)

注意書き (1.4.10.5.2(c) 参照)

所管官庁が指定する追加情報があればここに記載する。

供給者名称 (1.4.10.5.2(e) 参照)

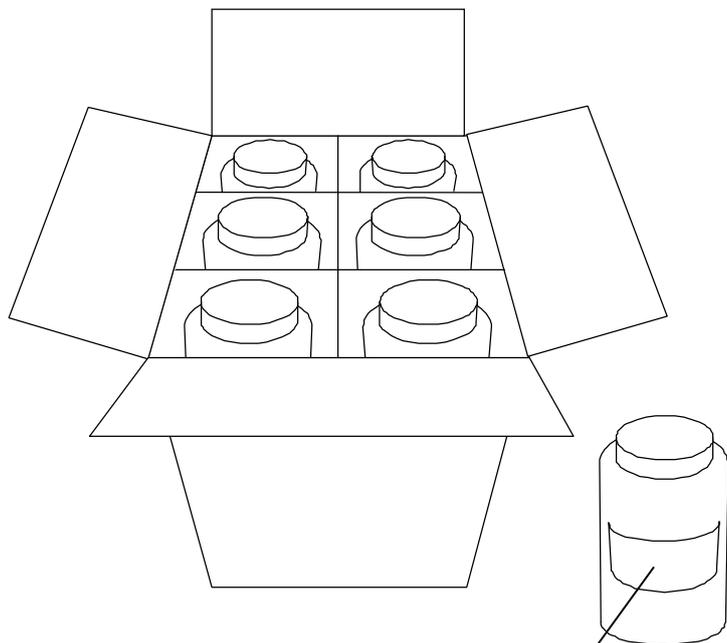
\* 外装容器には国連輸送標札のみが必要。

\*\* 「危険物輸送に関する国連勧告・モデル規則」に定める引火性液体の絵表示は、内装容器に表示する GHS 絵表示に替えて使用することができる。

例 3： 皮膚刺激性物質区分 2 および眼刺激性物質区分 2A の組合せ容器

外装容器： 輸送標札が不要な箱 \*

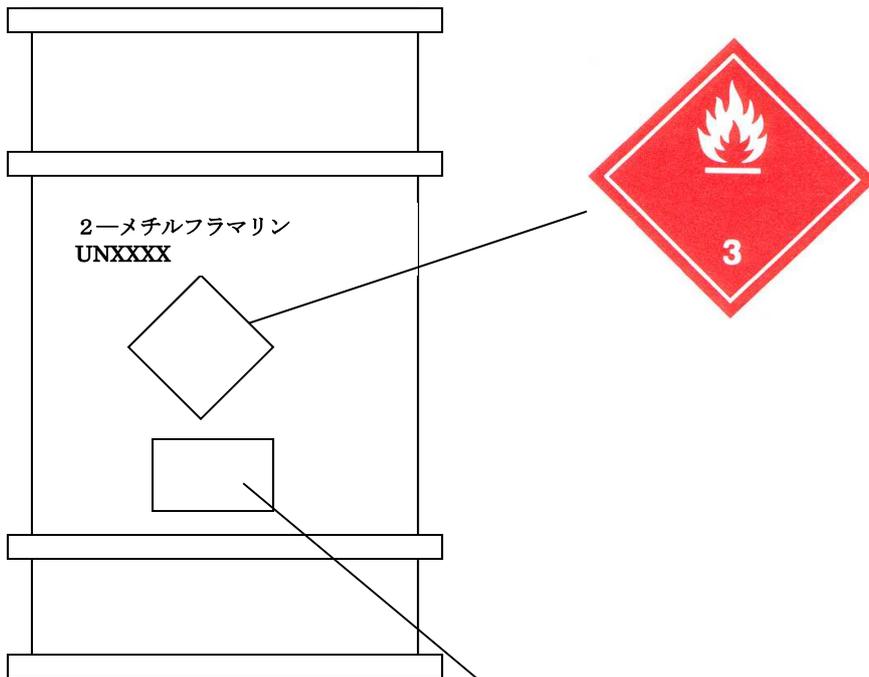
内装容器： GHS 危険有害性警告ラベルを付したプラスチック・びん



<b>ブラーゼン溶液</b>	製品特定名 (1.4.10.5.2(d) 参照)
	注意喚起語(1.4.10.5.2(a) 参照) 危険有害性情報(1.4.10.5.2(b) 参照)
注意書き(1.4.10.5.2(c) 参照) 所管官庁が指定する追加情報があればここに記載する。	
供給者名称(1.4.10.5.2(e) 参照)	

\* 輸送標札がない場合に、所管官庁によっては外装容器に GHS ラベルを要求することがある。

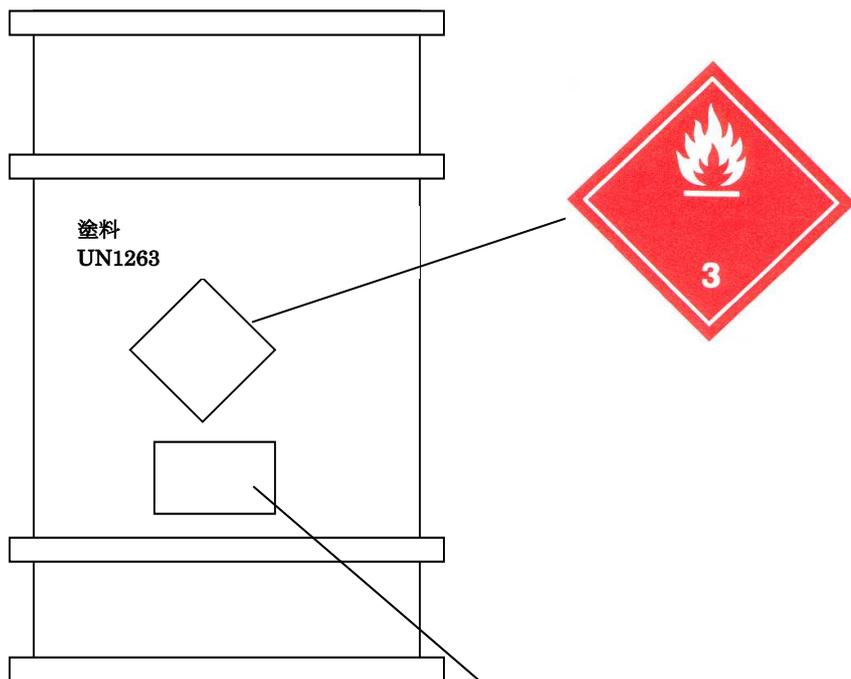
例 4： 引火性液体区分 2 の単一容器（200 リットルドラム）



<b>2-メチルフラマリン</b>	製品特定名 (1.4.10.5.2(d) 参照)
	注意喚起語 (1.4.10.5.2(a) 参照) 危険有害性情報 (1.4.10.5.2(b) 参照)
注意書き (1.4.10.5.2(c) 参照) 所管官庁が指定する追加情報があればここに記載する。	
供給者名称 (1.4.10.5.2(e) 参照)	

**注記：** GHS ラベルと「危険物輸送に関する国連勧告・モデル規則」に定める引火性液体の標札および表示は組み合わせた形式で表示することができる。

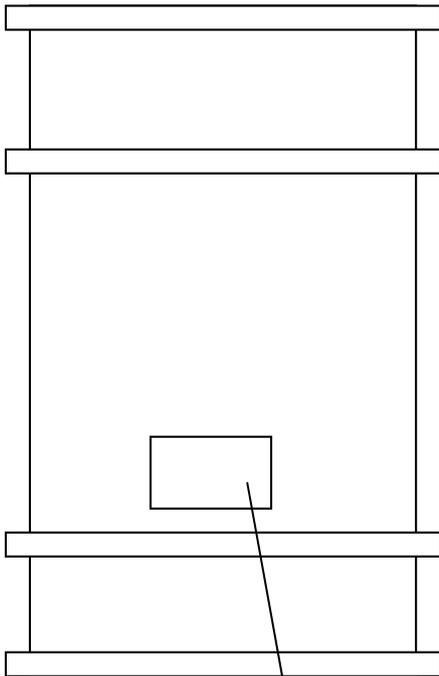
例 5： 特定標的臓器毒性物質区分 1 および引火性液体区分 2 の単一容器



<b>塗料 (メチルフラマリン、レッドクロモミウム)</b>		製品特定名 (1.4.10.5.2(d) 参照)
	注意喚起語 (1.4.10.5.2(a) 参照) 危険有害性情報 (1.4.10.5.2(b) 参照)	
注意書き (1.4.10.5.2(c) 参照) 所管官庁が指定する追加情報があればここに記載する。		
供給者名称 (1.4.10.5.2(e) 参照)		

注記： GHS ラベルと「危険物輸送に関する国連勧告・モデル規則」に定める引火性液体の標札および表示は組み合わせた形式で表示することができる。

例 6： 皮膚刺激性物質区分 2 および 眼刺激性物質区分 2A の単一容器



ブラーゼン溶液

製品特定名  
(1.4.10.5.2(d) 参照)



注意喚起語 (1.4.10.5.2(a) 参照)

危険有害性情報 (1.4.10.5.2(b) 参照)

注意書き (1.4.10.5.2(c) 参照)

所管官庁が指定する追加情報があればここに記載する。

供給者名称 (1.4.10.5.2(e) 参照)

## 例 7： 輸送および他の GHS 情報が単一包装上に付される時の追加手引き

- (a) 輸送および他の GHS 情報が単一容器（例えば、200 l ドラム）上に付される場合には、異なった分野の必要性に対応する方法で配置されるよう考慮しなければならない。
- (b) 輸送絵表示は緊急事態において直ちに情報を伝えなければならない。くすんでいる、または部分的に不鮮明な条件でも、離れた所からでも見えなければならない。
- (c) 輸送関連絵表示は識別するのを助けるために、非輸送目的にのみ意図される絵表示より外見において明瞭である。
- (d) 輸送絵表示は他の情報から識別するために、GHS ラベルから分離した表示板に配置されてもよい、または、包装上の他の GHS 情報と隣接して配置されてもよい。
- (e) 絵表示はそれらの大きさを調整することにより識別されてもよい。一般的に、非輸送絵表示の大きさは他のラベル要素の文章の大きさとつりあっているべきである。これは一般的に輸送関連絵表示より小さいが、そのような大きさの調整は非輸送絵表示の明瞭さとわかりやすさに影響を与えるべきではない。

以下は、そのようなラベルをどのように付すのかの例である。

複数の危険有害性を表示するために隣接する3つの表示板を用いた単一容器  
製品の分類は、(a) 引火性液体・区分2 (b) 吸入による急性毒性・区分4 (c) 特定標的臓器毒性・区分2である。

コード

製品名

会社名

町名  
国名、県名、市名、郵便番号、  
電話番号  
緊急連絡先電話番号

使用法  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

充填重量 XXXX      ロット番号: XX  
総重量: XXXX      充填日: XXXX  
有効期限: XXXXXX



危険

子供の手の届かないように保管すること  
使用前にラベルを読むこと



国連番号  
品名

[UPC]

引火性の高い液体および蒸気。  
吸入すると有害。  
長期にわたる、または、反復ばく露による肝臓及び腎臓の障害のお  
それ。

容器を密閉しておくこと。  
熱/火花/裸火から遠ざけることー禁煙。  
屋外または換気のよい場所でのみ使用すること。  
ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入しないこと。  
保護手袋および保護眼鏡/保護面/聴覚保護具/...を着用すること。  
容器および受器は地面に置く/固定すること。

火災の場合には、[指定された]消火剤を用いること。

救急処置

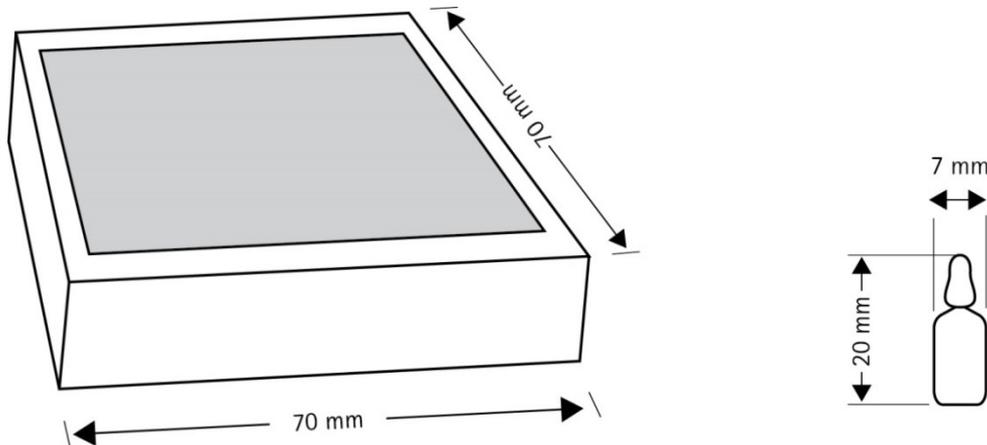
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息  
させること。  
医師に連絡すること。

涼しい所/換気の良い場所で貯蔵すること。

## 例 8： 小さな包装のラベル

形/サイズおよび使用方法による制限からラベルを貼ることができない小さい直接容器が、GHS ラベルで要求されているすべての情報が表示できる外容器に容れられている

試験用試薬として使用される製品のガラスアンプルを容れた段ボール箱、それぞれのアンプルは 0.5g 含む



試薬の作業用液体は、アンプルの頭部を除去し、下半分（製品を含む）を必要量の脱イオン水の中に入れて作成する。したがって、作業用液体を汚染する可能性があるラベルをアンプルに貼り付けることができない。これが続いて起きる反応に影響を与える可能性がある。サイズおよび形状により、直接容器（ガラスアンプル）に GHS の該当表示要素をすべて記載するのは不可能である。

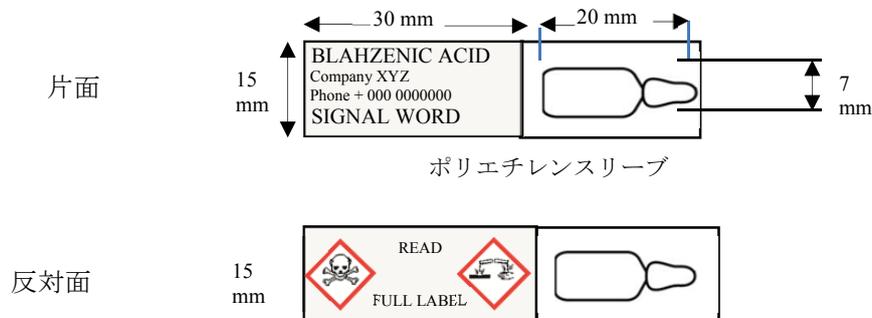
外側の段ボール箱の面積は大きく、要求される GHS ラベル要素を読みやすい大きさと記載できる。

ラベルのないガラスアンプルはラベル用のタグを端につけたポリエチレンスリーブで密閉される。アンプルは使用直前、すなわち作業用液体を調整するまでポリエチレンスリーブから外さない。タグの端にあるラベル用の面積はすべての要求されるラベル要素を含むには十分ではない。表示には最小限以下を含む：

- ・ タグの端の片面に製品特定名、注意喚起語および供給者の名称および電話番号
- ・ タグの端のもう一方の片面に危険有害性絵表示

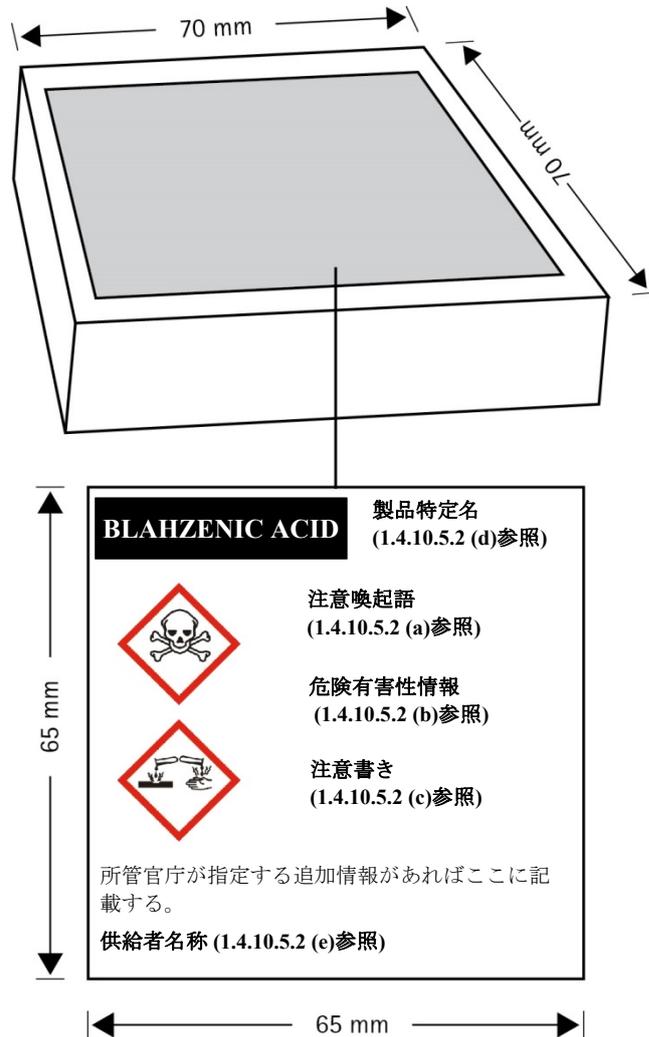
これは、使用者が製品の本体（関連した SDS の確認を可能にする）、その危険有害性（製品は危険有害であり取扱い/貯蔵が適当に行われる必要があることを示す）および供給者の名称/連絡先（緊急時に必要ならば）に気づくことを確実にする。端のタグの両面に安全情報を確実に示すために、注意喚起語および絵表示は同じ面にはしない。

**内包装：** 最小限の GHS ラベル要素が記載されているスリーブ



外包装：

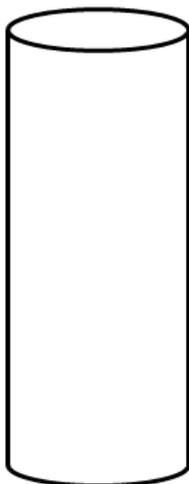
外包装にはすべての要求される GHS ラベル要素（危険有害性情報および注意喚起語）が表示される



## 例 9： 小さな包装のラベル：折りたたみラベル

この例は、製造者/供給者または所管官庁が、1.4.10.5.4.1に示されているように、容器の表面に GHS 絵表示、注意喚起語、および危険有害性情報を一緒に示す場所が不十分であると決定した場合のラベルの一つの方法を示している。これは、例えば容器が小さい、化学品に多くの危険有害性が割り当てられている、あるいは情報を多言語で示す必要がある場合などに起こり、結果として情報を容易に読めるサイズでラベルに印刷できないであろう。

### 金属容器



折りたたみラベルは直接容器にしっかり固定される（すなわち折りたたみラベルは見ることができる状態で使用期間中固定されて添付される）。折りたたみラベルは、表面部分がラベルの他と分離しないように、さらに折りたたみラベルは繰り返し閉じられてもだらしなく垂れさがらないように作られる。

もし可能であれば、ラベルに使用されるすべての言語において、情報は以下のように構成され示される。

### 表紙

多層/折りたたみラベルの表紙頁に示される情報には最低限以下のものが含まれる：

#### GHS 情報：

- ・ 製品特定名\*
- ・ 危険有害性絵表示
- ・ 注意喚起語
- ・ 供給者情報（会社名、会社の住所及び電話番号）
- ・

#### 追加的信息：

- ・ ラベルは開くことができ内部頁に追加的な情報があることを使用者に示すためのシンボル
- ・ 折りたたみラベルの一つ以上の言語を使用する場合：国コードまたは言語コード

\* 表紙および裏表紙の製品特定名には危険有害成分は含まない。危険有害成分がラベルに要求されている場合には、それらは適当な言語で文言頁に示す。

## 文言頁/内部頁：

### GHS 情報：

- ・ 製品特定名、可能であれば分類に寄与した危険有害成分も含む
- ・ 注意喚起語
- ・ 危険有害性情報
- ・ 注意書き
- ・ 追加的情報（例えば使用の指示、他の法令で要求されている情報など）

### 追加的情報：

- ・ 折りたたみラベルに一つ以上の言語を使用する場合：国コードまたは言語コード

### **裏表紙（直接容器に固定）：**

- ・ 製品特定名\*
- ・ 危険有害性絵表示
- ・ 注意喚起語
- ・ 供給者情報（会社名、会社の住所及び電話番号）

表紙および裏表紙に製品特定名（可能であれば）と注意喚起語を、使用するすべての言語でラベルに記載する。

表紙または裏表紙に十分なスペースがあれば、ここに文言を記載することもできる。

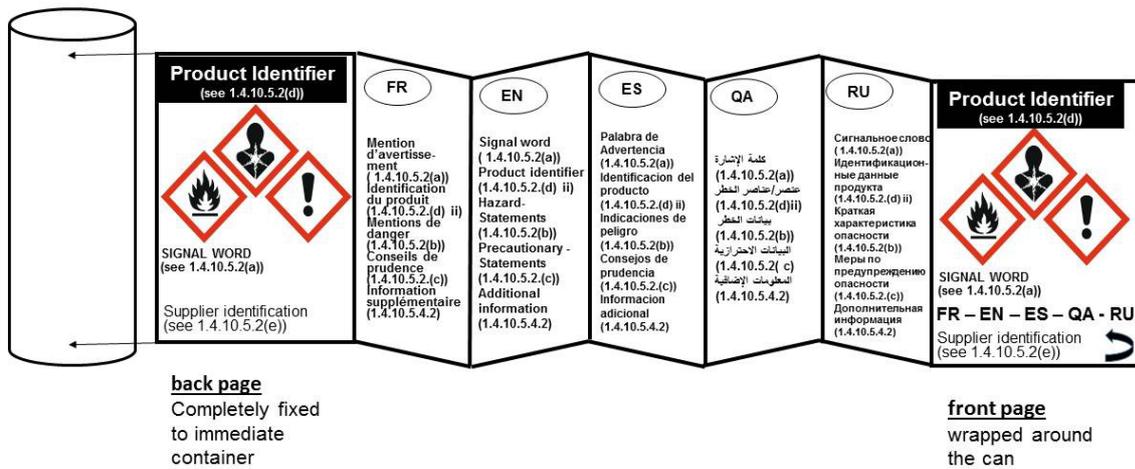
スペースが十分でない場合には、内部頁（文言頁）の文言を1頁以上にわたり配分してもよい。一般に、文言を読むことが困難な小さい文字よりも、1頁以上にわたり文言を展開したほうが良い。すべての場合において、ラベル要素の視認性および読み取り性が、矯正レンズ以外のいかなる道具の助けなしに確保され、有害な製品または容器上の他の情報より際立っていなければならない。

いくつかの法システム（例えば殺虫剤）では多層または小冊子スタイルを使用したラベルの適用に関して特別な要求事項があることが知られている。この場合、表示は所管官庁の要求事項に従って行われるであろう。

折りたたみラベルのサイズおよび折りたたみの回数は、容器のサイズと合理的な関係でなければならない。これは折りたたみラベルに示すことができる言語の数を制限するかもしれない。

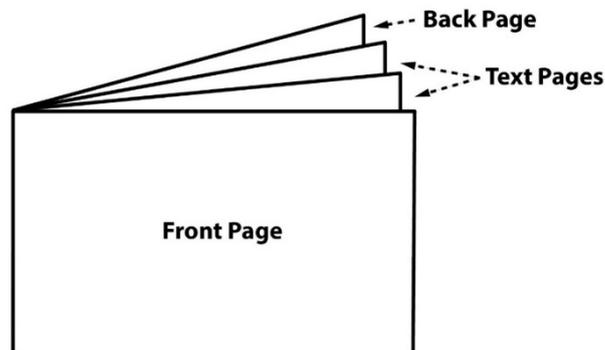
例：

この例で検討される表示の原則の適用は、下記のアコーディオンスタイルの多言語ラベルで示した。

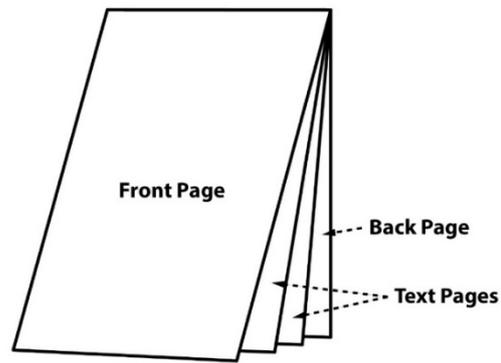


さらに、この例で検討された表示の原則は、例えば本型、注文帳型および扉型等のような他の折りたたみラベルにも適用できるであろう。

本型



注文帳型



扉型

